

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0038	A I (人工知能) の導入推進に係るアドバイザーの取得	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月12日(木) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
 (6) 上記(3)の等級かわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月4日（水）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p 又はJ-S t a r t u p 地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、装備品等秘密の保全に関する特約条項、秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省序統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書3.4 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.1 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 2月 6日（金） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 2月 24日（火） 12:00 までに提出しなければならない。

- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 10日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
件名	A I (人工知能) の導入推進に係るアドバイザーの取得	作成年月日	令和7年12月1日
		仕様書番号	一
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「A I (人工知能) の導入推進に係るアドバイザーの取得」を実施するに当たり、その実施要領を次のとおり定めるものである。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 行政の進化と革新のための生成A I の調達・利活用に係るガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定令和7年5月27日）
- 2) A I 事業者ガイドライン第1.1版（総務省、経済産業省公表令和7年3月28日）
- 3) 防衛省A I 活用推進基本方針（防衛省公表令和6年7月2日）
- 4) 秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号平成19年4月27日）
- 5) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号。26.12.24）
- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号平成19年9月20日）
- 7) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。4.3.31）
- 8) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）（装装保第4208号。5.3.14）
- 9) 装備品等の部隊使用に関する訓令（防衛庁訓令第74号平成19年8月25日）
- 10) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 11) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）

1.3 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は表1による。

表1 用語の定義

番号	用語	定義
1	A I	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。
2	情報システム	防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号平成19年9月20日）第2条2項に規定する情報システムをいう。
3	装備品等	装備品等の部隊使用に関する訓令（防衛省訓令第74号平成19年8月25日）別表に規定する装備品をいう。

2 業務の内容

防衛省・自衛隊における情報システムや装備品等へのA Iの適用に関し、引用文書等を参考としつつ、支援・助言を行うものとし、具体的には次に掲げる事項に関する役務提供を行うものとする。

2.1 アドバイザーの業務

a) A Iの適用事業（構想検討を含む）の企画立案に関する支援

情報システムや装備品等へのA Iの適用のための構想、調査・研究、開発・製造、運用、維持管理、リスク分析、品質保証、A Iに関連した機器類の借上げ及び買取り等に関し、技術的な実現要領の妥当性や、リスク管理、工程管理等を含めた中長期的に適切な事業管理を行う観点から、事業を担当する機関等に対する助言等の支援を行うものとする。

b) A I技術の技術動向の調査

A Iの安全保障分野への適用に関する国内外の技術動向を調査し、毎月レポートを作成のうえ提出するとともに、令和8年度中のA I技術の動向について分野毎に整理した年次報告書を作成するものとする。

1) 調査要領

契約相手方は、契約後速やかに技術動向の調査実施要領を作成し、官側と調整の後、提出するものとする。

2) 調査範囲

調査範囲は、A I技術の研究・開発、A Iの安全保障分野への適用、A Iデータ基盤の構築、A I人材の育成、A Iに係るセキュリティ・安全性、ガバナンス、協定等の締結、法律・規則等とし、最新動向を調査するものとする。

c) A Iに関する政策の支援

情報システムや装備品等へのA Iに関連する方針等の策定、人材の育成、データの整備、ガバナンスの確保、官民交流等の政策の企画・立案等への助言、技術動向調査や本役務の実績等を通じて得られた知見に関する説明、その他官の政策に関する助言・支援を行うものとし、細部は官との協議による。

3 役務に関する要求

3.1 役務期間

契約締結日から令和9年3月31までの期間とする。

3.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官の指定する場所とする。

3.3 業務実績

契約相手方は、直近3年以内に、官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、IT関連業務に係る役務、業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務、情報システムの予算要求の評価、情報システムの調達仕様書の評価に係る支援等の役務のいずれか2件以上の契約実績を有するものとする。

3.4 本業務の実施体制

契約相手方は、この業務の履行に際し、管理責任者を定め、防衛省職員からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。

体制については、スタッフリーダー1名及びスタッフ2名以上とし、2に掲げる各業務内容に応じた者を派遣すること。

また、契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 上記a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

なお、3.1の役務期間においては、同一人物が業務を遂行することが望ましい。変更の際は、官側の承認を得ること。

3.5 業務従事者の要件

スタッフリーダー及びスタッフについては、それぞれ次の要件を満たすこと。

a) スタッフリーダー

- 1) AIプロジェクトについて実務責任者として1年以上経験していること。
- 2) 次の資格を保有していること。ただし、当該資格を保有していない場合は、当該資格を保有することと同等レベル以上の知識・能力を有することを経験・実績をもって具体的に証明すること。
 - ・G検定資格（ジェネラリスト検定）（ディープラーニング協会）
- 3) 直近3年間において、当該資格に関連する分野での実務を経験していること。

- 4) 官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、IT関連業務に係る役務、業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務、情報システムの予算要求の評価又は調達仕様書の評価に係る支援等の役務について、いずれか2件以上に従事した経験を有していること。
 - 5) 日本国籍を有していること。
- b) スタッフ
- 1) AI関連の事業の実務を経験していること。
 - 2) 次の資格をスタッフとして従事するもののうち、少なくとも1人以上が保有していること。ただし、当該資格を保有していない場合は、当該資格を保有することと同等レベル以上の知識・能力を有することを経験・実績をもって具体的に証明すること。
 - ・G検定資格（ジェネラリスト検定）（ディープラーニング協会）
 - 3) 官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において、IT関連業務に係る役務、業務・システム最適化の企画段階（構想策定を含む。）又は設計・開発段階に係る役務、情報システムの予算要求の評価又は調達仕様書の評価に係る支援等の役務について、いずれか2件以上に従事した経験を有していること。
- 4) 日本国籍を有していること。

3.6 業務実施に関する留意事項

業務を実施するに当たっては、官側の担当者と十分調整するとともに、政府等の政策動向等に注意を払い、時宜に応じた的確な支援・助言ができるよう努めること。また、継続的な支援・助言が必要となる場合には、任務分担を定め、進捗状況を管理するなどして、適切な支援・助言を行うこと。

4 報告書の作成

4.1 報告書の種類

契約相手方は、成果物として次に示す報告書を作成すること。

a) 月次報告書

官側と調整した内容、契約相手方の指定する場所において行った業務内容について記録した報告書

b) 技術動向の調査レポート

2. 1b)に規定するレポート及び年次報告書

4.2 作成上の留意点

- a) 報告書は、電子メールによる送付を基準とし、報告書の内容により紙又は電子媒体（CD-R等）により提出すること。作成に当たっては、エコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。
- b) サイズは、日本工業規格A列4番を原則とする。図表については、必要に応じてA列3番縦書き及び横書きを使用することができる。綴り方はバインダー方式とすること。

- c) 電子媒体に保存する形式は、原則として、「pdf」又は「Microsoft Office 2019」で扱える形式とする。ただし、官側が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。

4.3 納入期限

4.1 に規定する報告書については、表2のとおりとし、細部の時期は官側との調整による。

表2 報告書

報告書	納入期限・納入要領
月次報告書	報告対象月経過後速やかに納入
技術動向の調査レポート（毎月）	報告対象月経過後速やかに納入
技術動向の調査レポート（年次報告書）	事前に官側の確認を得たうえで、令和9年3月31日までに納入

4.4 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省整備計画局サイバー整備課

4.5 検収

整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者が行う。

5 保全

5.1 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

5.2 保護すべき情報の管理

契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いについて、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、表3に示す保護すべき情報を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、情報の省外への持ち出し（データの持ち出し及びメールでの送付を含む。以下同じ。）については、事前に官側の承認を得るものとし、保護すべき情報は、指定された役務実施場所でのみ取り扱うものとし、省外への持ち出しを禁止するものとする。

表3 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省の政策、事業に関する情報	政策、事業の概要、計画予算及び調達に係る情報 官側への助言	○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場

2	官側より入手、収集した情報	諸外国の政策、事業に関する情報 自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
---	---------------	---	--

5.3 秘密の保全

契約相手方は、役務の履行にあたり秘密に係る情報を取り扱う場合は、「秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号平成19年4月27日）」及び「装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）（防経装第19072号26.12.24）」で示された契約ガイドラインに従い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該契約において、秘密に係る情報の取扱は、官側の指定する場所以外では取り扱ってはならない。

6 その他の指示

6.1 体制の確保

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

6.2 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、要求元と細部を協議の上、無償で貸付け又は閲覧することができる。

6.3 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 現地調査
- b) 事務室、水、電気、端末及び内線電話の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

6.4 所有権及び著作権

- a) この役務によって作成した書面（電子媒体を含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

6.5 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務関係者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官及び整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

6.6 第三者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

6.7 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

6.8 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本役務調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.9 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、契約相手方等は2.1a)に規定するもののうち、A Iの適用のための開発・製造、運用、維持管理、A Iに関連した機器類の借上げ及び買取り等に係る防衛省の契約について、契約期間中は入札に参加できないものとする。

なお、入札制限に抵触する契約かどうかの判断がつかない場合は、抵触の有無について防衛省整備計画局サイバー整備課の確認を得るものとする。

6.10 その他留意事項

- a) 本役務契約の履行に当たっては、仕様書のほか、提案書に準拠すること。
- b) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課
	作 成 年 月	令和7年12月
品 名	A I (人工知能) の導入推進に係るアドバイザーの取得	
仕 様 書 番 号	一	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省の政策、事業に関する情報	政策、事業の概要、計画 予算及び調達に係る情報 官側への助言	<input type="radio"/> 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 <input type="radio"/> 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	官側より入手、収集した情報	諸外国の政策、事業に関する情報 自衛隊の運用に係る情報 装備品の機能及び性能に係る情報	<input type="radio"/> 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 <input type="radio"/> 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。

3 特記事項

なし